

山梨県警察本部訓令第5号

山梨県警察航空基地の管理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月16日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

山梨県警察航空基地の管理に関する訓令の一部を改正する訓令

山梨県警察航空基地の管理に関する訓令（昭和58年山梨県警察本部訓令第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

イ 物件の形態、状況等からして爆発物等と予想されるときは、生活安全全部通信指令課及び警備部機動隊へ通報し、防護器材で初期的防護措置を行った後、管理者に報告し、状況により航空機の避難及び搬出を行うものとする。

(3) その他の災害等

その他の災害等で航空基地に被害の及ぶおそれがあるときは、人命の安全と航空機の保全に配慮して対処しなければならない。

5 報告及び通報

火災その他非常事態の発生、措置、被害等については、速やかに管理者に報告するほか、別紙航空隊連絡系統図により通報しなければならない。

6 その他

隊長は、航空基地及びその周辺の施設等の配置図、緊急時の搬出要領及び航空基地内における消火器等の配置箇所を作成し、事務室等に掲示しておかなければならない。

第 1 4 条

第 1 3 条

航空隊連絡系統図

